

第6号様式

随意契約について

公表年月日	令和8年8月1日
担 当 課	健康推進課 健診担当室

契約業者名・住所	松戸駅前大腸と胃食道の消化器内視鏡クリニック 松戸市本町22-5 THビル 6階		
工事等の名称	人間ドック費用助成事業委託		
工事等の場所	松戸駅前大腸と胃食道の消化器内視鏡クリニック		
種 別	業務委託		
工事等期間	令和8年5月11日から令和9年3月31日まで		
契約金額	受診者1人当たり	松戸市国民健康保険被保険者	15,000円（消費税及び地方消費税を含む）
		千葉県後期高齢者医療被保険者	10,000円（消費税及び地方消費税を含む）
工事等の概要	人間ドック費用助成の実施に関する業務委託。		
随意契約の理由	松戸市内の特定健康診査及び後期高齢者健康診査の対象者は約14万人で、広く市内一円に居住しています。人間ドックを保健事業の一つと位置付けて受診者に費用の一部を助成する本事業を行うにあたっては、できるだけ多くの人間ドック実施医療機関と委託契約を締結することが必要です。 そのため、毎年事業実施の準備行為として、市内医療機関に向けて新年度の人間ドック費用助成事業受託医療機関の募集を行っているところです。今回、受託する旨の申し出があった松戸駅前大腸と胃食道の消化器内視鏡クリニックは、専門の医療スタッフや医療環境が整っており、本事業の受託に必要な実施体制を備えていることから、委託業務を適切に履行できるものと認められます。 以上のことから、本契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき」を適用して随意契約とし、見積徴取の相手方としては、松戸市財務規則第138条第1項第1号「契約の目的又は性質により契約の相手方が特定されるとき」を適用し、松戸駅前大腸と胃食道の消化器内視鏡クリニックを選定するものです。		